

公共下水道施設築造工事施工承認に関する事務取扱要領

(目的)

第 1 条 この要領は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。）第 16 条に規定する公共下水道管理者以外の者が行う工事の承認手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(公共下水道施設築造工事施工承認申請)

第 2 条 公共下水道施設築造工事施工承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、柏原市下水道条例施行規程（平成 26 年上下水管規程第 24 号。）第 8 条に規定する、公共下水道施設築造工事施工承認申請書に設計図及び工事仕様書を添えて下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(公共下水道施設築造工事施工承認書)

第 3 条 管理者は前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、公共下水道施設築造工事の施工を承認するときは、公共下水道施設築造工事施工承認書（様式第 1 号）（以下「施工承認書」という。）をもって、承認する。

(申請等の変更)

第 4 条 申請者は第 2 条の施工承認申請の内容を変更しようとするときは、公共下水道施設築造工事変更施工承認申請書（様式第 2 号）に位置図、設計図、変更内容に関する資料及び変更前の施工承認書を添えて管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、公共下水道施設築造工事の施工を承認するときは、公共下水道施設築造工事変更施工承認書（様式第 3 号）をもって、承認する。

(申請の取下げ)

第 5 条 申請者は、第 3 条及び第 4 条第 2 項で承認を受けた申請を取り下げる場合は、公共下水道施設築造工事施工承認申請取下げ願（様式第 4 号）に施工承認書を添えて管理者に提出すること。

(工事完了届)

第 6 条 申請者は、承認を受けた工事が完了したときは、公共下水道施設築造工事完了届（様式第 5 号）に次の各号に掲げる書類を添付して、速やかにその旨を管理者に届け出るとともに、完了検査を受けなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図

- (3) 断面図
- (4) 縦断図（本管を施工した場合のみ）
- (5) 工事写真
- (6) 施設一覧表（様式第 6 号）
- (7) 公共汚水柵一覧表（様式第 7 号）（公共汚水柵を施工した場合のみ）
- (8) 雨水柵・道路集水柵一覧表（様式第 8 号）（雨水柵及び道路集水柵を施工した場合のみ）

（帰属決定通知）

第 7 条 管理者は、前条の完了届の受理後、帰属を決定した下水道施設について、下水道施設帰属決定通知書（様式第 9 号）をもって、申請者に通知する。

（その他の事項）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。